

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号。以下「法」という。）に基づき平成 27 年 11 月に設立された官民ファンド。我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的として、通信・放送・郵便分野における我が国事業者の海外展開を支援。 機構は設立以降、これまで 24 件の支援を行っており（令和 7 年 8 月末現在）、我が国事業者の海外展開とともに我が国の地域経済の活性化に貢献している実例が積み上がってきている。機構が支援に当たって従うべき基準である株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）においては、対象事業支援全般について機構が従うべき事項として「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。」と規定されているほか、令和 4 年 2 月には当該支援基準の改正により機構の支援対象に ICT サービスとファンドへの LP 出資が新たに追加され、国内外で一体的に提供される ICT サービスの支援や、地方企業も支援するファンドへの LP 出資を通じて、地域経済の活性化への一層の貢献が可能になった。 他方、機構は、支援の財源として政府等から出資を受けるたびに法人事業税の資本割に係る課税標準額（資本金及び資本準備金の額）が累積されていく構造となっているが、支援件数の増加により当該課税標準額が急拡大し、資本割に係る多大な税負担が経営を圧迫している状況。機構が目的を適切に果たしていくためには、機構の税負担を軽減し財務基盤を確保するための措置が必要。 ・ 特例措置の内容 機構について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日（法第 27 条第 2 項で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額から政府の出資の金額を控除する特例措置の新設を要望するもの。	
関係条文	地方税法第 72 条の 12 第 2 号	
減収 見込額	[初年度] ▲860（－） [平年度] ▲860*（－） [改正増減収額] － (単位：百万円) ※機構に対して次年度以降に更なる政府出資が行われた場合、当該政府出資の額が課税標準額から控除されるため減収額は大きくなる。	

要望理由	(1) 政策目的 機構を活用し、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」において、「我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。」とされていること等を踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、機構によるデジタルインフラ・サービスの海外展開支援を強化することにより、デジタル分野における国際収支の改善を通じた我が国経済の持続的な成長に寄与する。 (2) 施策の必要性 機構がその業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金等が必要となるが、引き続き課税標準額に政府の出資の金額が含まれる場合、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。 したがって、(1) の政策目的を適切に果たしていくためには、本特例措置を講ずることにより機構の税負担を軽減することが不可欠である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信 (ICT 政策) 6. ICT 分野における国際戦略の推進															
		政策の達成目標	令和 12 年度までに累積支援決定件数 62 件を目標とする。 なお、機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限は令和 17 年度とされており、通常、支援案件の資金回収には最短でも5年程度かかることから、令和 13 年度以降の支援決定件数は0件となる見込みであるものの、令和 13 年度以降は支援案件の資金回収業務が本格化するため、引き続き機構の業務遂行のために本特例措置が必要。															
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度～令和 17 年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限まで)															
		同上の期間中の達成目標	上述の「政策の達成目標」に同じ。															
	政策目標の達成状況	<table><tr><td>年度</td><td>令和2</td><td>令和3</td><td>令和4</td><td>令和5</td><td>令和6</td></tr><tr><td>累積支援決定件数(実績値)</td><td>8</td><td>9</td><td>14</td><td>17</td><td>22</td></tr></table> 出典：総務省 HP(総務省 国際分野での協調・協力、ICT 国際展開 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT))						年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6													
累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22													
有効性	要望の措置の適用見込み	本特例措置は機構 1 件のみに適用される措置であり、令和 8 年度における減収額は 860 百万円の見込み。 (計算式) 令和 8 年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額である資本金等の額（資本金及び資本準備金の額）の見込み 232, 427 百万円（※ 1）を基に、次のとおり計算。 ※ 1 機構の令和 6 年度末における資本金等の額 114, 427 百万円に、令和 7 年度の産業投資計画額 50, 000 百万円と令和 8 年度の産業投資要求額 68, 000 百万円を足した額。 ① 特例措置適用前 (100, 000 百万円+132, 427 百万円×1/2 (※ 2)) × 税率 0. 525% (※ 3) =873 百万円 ※ 2 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100, 000 百万円を超える分については資本割の課税標準額が 1/2 に圧縮されるため（地方税法第 72 条の 21 第 7 項）。 ※ 3 機構の所在地である東京都の税率。 ② 特例措置適用後 資本金等の額 2, 385 百万円 (※ 4) × 税率 0. 525%=13 百万円 ※ 4 令和 6 年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府の出資の金額を控除した金額。 ③ 減収見込額 ①－②=860 百万円																

本特例措置は機構 1 件のみに適用される措置であり、令和 8 年度における減収額は 860 百万円の見込み。

(計算式)

令和 8 年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額である資本金等の額（資本金及び資本準備金の額）の見込み 232, 427 百万円（※ 1）を基に、次のとおり計算。

※ 1 機構の令和 6 年度末における資本金等の額 114, 427 百万円に、令和 7 年度の産業投資計画額 50, 000 百万円と令和 8 年度の産業投資要求額 68, 000 百万円を足した額。

① 特例措置適用前 $(100, 000 \text{ 百万円} + 132, 427 \text{ 百万円} \times 1/2 (\text{※ 2})) \times \text{税率 } 0. 525\%$
(※ 3) = 873 百万円

※ 2 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100, 000 百万円を超える分については資本割の課税標準額が 1/2 に圧縮されるため（地方税法第 72 条の 21 第 7 項）。

※ 3 機構の所在地である東京都の税率。

② 特例措置適用後 資本金等の額 2, 385 百万円（※ 4） $\times \text{税率 } 0. 525\% = 13 \text{ 百万円}$

※ 4 令和 6 年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府の出資の金額を控除した金額。

③ 減収見込額 ①－②＝860 百万円

相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	後述の計算式のとおり、本特例措置の直接的効果として、1年あたりの支援決定件数を令和6年度に比べて2件増加させることができる、すなわち、本特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大できると推計。 令和12年度に向けた累積支援件数の推移目標は以下のとおりである。なお、令和7年度は令和6年度と同じく支援決定件数5件として推計した。 <table><tr><td>年度</td><td>令和7</td><td>令和8</td><td>令和9</td><td>令和10</td><td>令和11</td><td>令和12</td></tr><tr><td>累積支援決定件数 (推計値)</td><td>27</td><td>34</td><td>41</td><td>48</td><td>55</td><td>62</td></tr></table> (計算式) 令和6年度における機構の販売費及び一般管理費1,614百万円のうち、法人事業税の資本割は563百万円(※)となっている。 ※(100,000百万円+14,427百万円×1/2(※1))×税率0.525%(※2)=563百万円 ※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100,000百万円を超える分については資本割の課税標準額が1/2に圧縮されるため(地方税法第72条の21第7項)。 ※2 機構の所在地である東京都の税率。 仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合、「要望の措置の適用見込み」のとおり法人事業税の資本割は13百万円となり、減税効果は563-13=550百万円となる。この場合において、令和6年度の販売及び一般管理費1,614百万円における減税分とそれ以外の比率は約1:2である。 販売費及び一般管理費は人件費やデューディリジェンス費等の機構の業務運営に必要な費用であり、仮に特例措置が適用された場合、減収分をそれ以外の機構の業務運営に必要な費用に充てることで、機構が現在行っている業務の規模を約1.5倍に拡大できると推計できる。その結果、令和6年度における機構の支援決定件数は5件だったところ、特例措置による直接的効果として1年あたりの支援決定件数を2件増加させ、特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大できると推計できる。 出典：機構の令和6年度損益計算書	年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	累積支援決定件数 (推計値)	27	34	41	48	55	62
	年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12									
	累積支援決定件数 (推計値)	27	34	41	48	55	62									
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															
要望の措置の妥当性	本特例措置を講ずることにより、「要望の措置の効果見込み」で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能である。これは産業投資のために政府から受けた出資が租税公課として流出せず、政策目的を最大化することにつながる。また、本特例措置は利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に補助金等で手当するよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社脱炭素化支援機構)では、既に同様の特例措置を受けている。															